

○上牧町乳幼児等医療費助成条例

昭和48年9月28日

条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児及び子ども（以下「乳幼児等」という。）を養育している者に対し当該乳幼児等に係る医療費の一部を助成し、もって乳幼児等の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この条例において「乳幼児」とは、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「子ども」とは、乳幼児以外の者であって15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(助成要件)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者である乳幼児等又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である乳幼児等を主として養育しているもの（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）とし、この場合における乳幼児等は、上牧町内に住所を有するものとする。

(助成の範囲)

第3条 医療費の助成は、乳幼児等の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。

- (1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額
- (2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額
- (3) 町長が別に規則で定める額

(証明書の交付等)

第4条 町長は、対象者に対し規則で定めるところにより、医療費の助成の対象となる乳幼児等であることを示す証明書を交付するものとする。

2 対象者は、当該証明書を医療機関等において乳幼児等が医療を受ける際に提示しなければならない。

(届出)

第5条 対象者は、住所を変更したとき、その他規則で定める事由が生じたときは、その旨をすみやかに町長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第6条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第7条 偽りその他不正の手段によってこの条例による助成金の支給を受けた者があるときは、町長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第7条の2 町長は対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該補助金の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行し、同日以後に受けた乳児の医療に係る医療費について適用する。

附 則 (昭和57年12月条例第21号)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に係るこの条例による改正前の上牧町乳児医療費助成条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年3月条例第9号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の上牧町乳児医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年10月1日（以下「適用日」という。）以後に行

われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正前の上牧町乳児医療費助成条例の規定により適用日以後に行われた医療に係る医療費の助成を行っているときは、改正後の条例の規定により医療費の助成を行ったものとみなす。

附 則（平成4年3月条例第5号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行し、同日以後に受けた乳幼児の医療にかかる医療費について適用する。
- 2 この条例は、平成3年4月2日以降生まれた者から適用する。
- 3 この条例の施行の日に行われた医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付に対して行われる医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成6年12月条例第31号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行し、同日以後に受けた乳幼児の医療にかかる医療費について適用する。
- 2 この条例は、平成5年4月2日以降生まれた者から適用する。
- 3 この条例の施行の日に行われた医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月条例第27号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の上牧町乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施

行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年6月条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上牧町乳幼児医療費助成条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月条例第5号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月条例第1号）

この条例は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年12月条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上牧町乳幼児等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上牧町乳幼児医療費助成条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。